

(論文)

明治政府の法制官僚 井上毅<sup>こわし</sup>

石倉幸雄

キーワード

漸次立憲政体樹立の勅命 伊藤博文 大隈重信 国體 福澤諭吉

目次

- 一 はじめに
- 二 井上毅のプロファイル
- 三 漸次立憲政体樹立に向けて
  - 三一 漸次立憲政体樹立に関する詔勅の渙発
  - 三一二 国憲按起草の勅命と各参議の建議書
  - 三一三 伊藤博文(井上毅代草)の建議書

三一四 大隈重信の建議書

三一五 大隈、伊藤両建議書の内容の相違

三一六 明治一四年の政変と井上毅

四 おわりに

## 一 はじめに

本稿の目的は、井上毅がその生涯をかけて参画し尽力した明治政府の核心的政策の一つ――漸次立憲政体の樹立――の遂行を巡る多くの記録に残されたものの言説と行動から井上毅の思想――特にどのような近代日本の政治・法制度を構築しようとしたのか――を考察することにある。

そこで、明治政府が立憲政体樹立を図るということについて、以下の三点に関心を払った。

一つは、復古王政の運用が従来の太政官制度から立憲体制へ移行するということであるから、天皇制の実体的な主要要素、すなわち天皇の主権、皇位継承および摂政、そして皇室財産等に関する内容・取決め・慣習等が洩れなく、かつ相互矛盾なく憲法ならびに国法の各條へ成文化されなければならぬということである。

二つは、立憲政体は統治という政治行為のなかで、統治者の権限の公正・公平・透明性をどう確保するか、そして、広い意味で被治者の権利の保障から政治参加までをどのように確保するかという文脈で欧州政治史のなかで考案されて来たものであるから、この点につき明治政府はどのような工夫を凝らしたのかを注視しなければならない。

三つは、見方を変えて、この政策立案の由来と契機を、当時の日本が置かれていた国際政治的文脈から考察してみることである。この場合、制定されるべき憲法は従来の政事の条々を隈なく書き出して、これを成文化すれば事は足りるというものではない。

すなわち、日本は、開国期以降明治期を通して、東漸する西欧文明の受容を欧米列強から絶えず迫られるという外圧の下に置かれてきた。

よって、この立憲政体樹立政策も、開国期に締結を余儀なくされた不平等な通商航海条約の更改（とくに、居留地における領事裁判権の撤廃、関税自

主権の確立等)の交渉を困難にさせていた要因(すなわち、泰西主義による公知の諸法律が未だ具備されていなかった状態)を解消せんとする文明開化路線の一環とも考えられるわけである。<sup>1)</sup>

この文脈から、企画される立憲政体では、民選議院の創設と同議院への君主の立法権の分与ならびに財政に関する強い発言権の付与、司法権の独立、国民の自由と権利の保障等の自由主義的政治原理が具現化される憲法であるべきことが予定されていたと考えられる。

もちろん、このような態度に対して、日本古来の政治的慣習や習俗に依拠して立憲政体を考えることこそが、日本の独立を意味するという偏狭なナシヨナリズムが胚胎していたことも同時に留意する必要がある。

以上のような関心をもって、本稿では、立憲政体樹立を巡る各種の記録、すなわち、立憲政体に関する基本的考え方の記録、井上毅らが参照した欧米各国の憲政史、各種建議書、憲法および皇室典範の構成案と各條文の草案、ならびに関係当事者間を往復した書簡等を参照した。ただし本稿では紙数の関係もあり、立憲政体樹立に関する資料は明治十四年までのものを使用することとした。

以上三つの関心に加えて、本稿では井上毅の思想をいつそう相対化して理解すると同時に、明治維新との関連性においてこれを認識することを目的として、以下の二点に留意して論考を進めた。

第一は、この政策(立憲政体樹立)推進に関する福澤論吉の所見の参照についてである。福澤論吉は、文字通り公論のリーダーとして、この立憲政体樹立という明治政府が掲げた政策に大きな関心と期待を持ち、多くの著書において多くの論説・所見を適時に発表して明治政府をあるときはきびしく批判し、またあるときは激励するなどして世論の形成に心がけた。毅は、自らが推進する政策に関連する福澤の所見・見解にことのほか注意を払い、それをアンチテーゼとして参照して自らの政策の見直しをおこなった。そこで、同一問題について福澤の考えを資料等で徴することができる場合にはそれを参照することとする。

井上毅に関する先行研究のいくつかは、両者を二項対立的に位置付けて、より鮮明な対立の中で論考を進めるものがある。しかしながら、福澤の側から毅に言及した言説は、現在までのところ、一切発見されていない。よって、二人を対立の軸に置いて論考を進める方法は、本稿ではとらない。

第二に、当時の人々が以下のような歴史的状況に置かれていたことを念頭に置くことである。それは、御一新を達成することによって旧弊に満ちた封

建の社会から、それまで経験したことの無い、異質の西欧文明を受容しつつ、新たに形成されつつあった国際社会で欧米先進諸国と対等な独立を張る新たな国民国家を創ろうと国を挙げて励んでいることであつた。つまり、嘉永六年（一八五三年）六月三日に米国ペルリ提督が鎖国する日本に開港と交易を促しに浦賀に来航して以来一四年にして、それまで二五〇有余年続いた徳川幕藩体制は一気に潰えてしまった。この間に攘夷、日米和親条約、開港薩英戦争、四カ国艦隊の下関攻撃、大政奉還、王政復古大号令、鳥羽伏見の戦い、江戸城無血開城等々の大きな事件が相次いだ。

開国・御一新を経て新たな国民国家を構築せんとしている人々の改進の発想は、これらの歴史的事件をどのように認識し、どのように評価しているかということと背中合わせになっていることを知らねばならない。したがって、毅の思想の由来とその変化・発展を決定する基本的要素（契機）とが、多くの場合に御一新の認識と評価に照応しているのである。

右の二点を念頭に置き一つの例として、開国期の攘夷に対する認識と評価について毅と福澤のそれがどれほどの相違があるかを提示してみる。

御一新以後廢藩置県、税法改革、洋曆の採用等の明治政府が次々と繰り出した改革改進の諸方策について、毅は政府をしてこれらの改進黨を断行せしめていく精神は開国期に見られた攘夷の精神にほかならぬとして次のように言っている。

「今先我国開化ノ斯ノ如キ常度ノ外ニ敏速ナル所以ノ原由ヲ説カントナラバ、他ニ非ス蓋シ明治ノ維新ハ本ト攘夷ヨリ起リシ事はナリ。当時有志ノ徒ノ草莽ヨリ崛起シ熱血ヲ犠牲ニシテ以テ大義ヲ助ケ成セシ所以ノ者ハ、一ニ皆外夷ヲ膺懲シ日本刀ノ光ヲ海外ニ耀サント希望セシ一点ノ雄武心ヨリ生セシナリ。……攘夷ノ素心ヲ變シテ俄ニ開国ノ議ヲ唱フルニハ、其説ヲ壮ニシテ其標準ヲ大ニセザルベカラザルコトヲ何トナク中心ニ感覺シ、此ヲ以テ自ラ安ンシ又以テ暗ニ天下ノ嗜好ニ投シタルハ幾ト天助アル者ノ如シ。

攘夷ノ雄心一變シテ開国トナル。是レ明治初年政略ノ方嚮ナリ。既ニ旧幕ノ攘夷ニ怯キヲ責メテ加フルニ因循ノ名ヲ以テシ、之ニ代リテ實際ノ政柄ヲ執リシカ故ニ其ノ開国ノ政略ハ非常激烈ノ急進ヲ用キ、一ハ以テ攘夷素論ノ雄心ヲ壓カシメ一ハ以テ因順開国ト差別アルコトヲ証明セザルベカラズ。」（句読点とルビは筆者）

一方、福澤は、ペルリ来航以後、開国要求の外圧に対して幕府の因循姑息、弱腰、無策が天下に露見して、それまで鉄壁の強さを持つと考えられてきた幕府も人力で倒せるかもしれぬと多くの人が考え始めたことに、攘夷思想の発火点を見ている。幕府が日本を守れぬならば、自分たちの身に代えてそれを引き受けようという攘夷の心は間違はなく公のものであり、ひたすら外夷を打ち払うという単純な目的を唱えた攘夷はここに人心の大きな支持を得るにいたったと福澤は言う。そして次のように言う。

「この成行に従へば、革命復古の後は直に攘夷の挙に及ぶ可き筈なれども却て其事なく、又仇とする所の幕府を燈さは即ち止む可き筈なるに、併せて大名士族を擯斥したるは何ぞや。蓋偶然には非ざるなり。攘夷論は唯革命の嚆矢にて、所謂事の近因なる者のみ。一般の智力は初めより赴く所を異にし、其目的は復古にも非ず、又攘夷にも非ず、復古攘夷の説を先鋒に用ひて旧来の門閥専制を征伐したるなり。故に此事を起したる者は王室に非ず、其仇とする所の者は幕府に非ず、智力と専制との戦争にして、此戦争を企たる原因は国内一般の智力なり。之を事の遠因とす」<sup>4</sup>

毅は、開国後の明治政府が改進的な諸施策を積極的に推進したその政治的行動原理を攘夷の精神が転位したものとみている。福澤は人民の地平から駭々乎として進む文明開化のプログラムに現れた一時的な現象として攘夷を位置付けている。両者の見解の相違は、それらがもつ展望の広がり度合の相違に起因すると言える。

攘夷に対する両者の認識の相違は、御一新をもたらした本質的要素をどう認識するか、その相違に通底している。毅はそれを王政復古と考え、福澤はそれを国内一般の智力だと名指している。この違いは、後の立憲政体樹立を考える段階に至るや、さらに大きな違いとなって現れることとなる。すなわち、毅は在朝官僚として国體にこだわりの、欽定方式による憲法制定を主張して、結果としてきわめて専制的な立憲君主政体の憲法に到達する。一方の福澤は、国體を単なるナショナル・アイデンティティー (national identity) であると定義つけてこれにこだわらず、政体はいかに人民のエネルギーを活かす方向で考えるか、その点から憲法を構想すべきことを主張して左のように論じた。

「都(すべ)て世の政府は、唯便利のために設けたるものなり。国の文明に便利なるものなれば、政府の体裁は立君にても共和にても、其名を問はずして其実を取る可し<sup>6</sup>」。このように、日本が志向すべき政体に関して、両者の相違はいよいよ大きくなった。

以下本稿では、毅が心血を注ぎ生涯をかけてその達成をみる明治政府の核心的政策―立憲政体の樹立―におけるかれの言説と行動を中心に毅の思想を考察することとする。

## 二 井上毅のプロファイル

井上毅<sup>こむぎ</sup>(幼名飯田多久馬)は天保一四年二月一日(一八四四年二月六日)に肥後熊本藩の家老長岡監物の家臣飯田権五兵衛の三男として長岡家の別邸で生まれた。幼少のころから秀才の誉れ高く文久三年(一九才)に選別されて熊本藩校の時習館居寮生(官費寄宿生)となった。その後慶応二年(二二才)に長岡監物の同じ家臣であった井上家を継ぎ井上毅となった。明治四年二月(二七才)には創業間も無い明治政府の司法省へ出仕をし、爾来累進を重ね、明治二年二月七日に法制局長官、同二年三月七日(四八才)には文部大臣に就任した。しかし宿痾の病(肺疾患)のために同職を途中で辞任、療養に努めたが薬石効なく明治二八年三月一五日に享年五一才の生涯を閉じた。毅は主に法制官僚として法制に関する多くの建議書、意見書、問答書、そして書簡等を残すと同時に儒学や国学に関してもいくつかの所見を残している。

毅はこれと想った有力政治家には、かれらが必要とする資料、情報、アイデア等を得意の文書作成能力をもって簡潔な文書にして、適時的確に提供してかれらの信頼を得ていった。台湾問題解決を担当して清政府と交渉する大久保利通に接近し、こまめに必要資料や対清政府交渉の際の質問事項案等を提出して大久保の歓心を買って知遇を得た。また、明治政府が立憲政体樹立という核心的な政策実現を志向するや、この問題でイニシアティブをとれる政治家が将来必ず大を為すことは明らかであった。毅は迷うことなく得意の文書作成能力をもって関連資料や建議案等を文書化して、それらを岩倉具視と伊藤博文へ送りつけるなどして二人の信任を得た。その結果、岩倉、伊藤に毅を加えたトリオが明治憲法制定にリーダーシップを発揮することとなる。

因みに次頁の表(井上毅の草案案件)は毅が引き受けて行った草案の件数を示している<sup>7</sup>。この場合の草案とは企画された案件の内容が未確定でその

構想をも含めた文書作成の依頼と考えられる。まず、件数の多さ、依頼人のすべてが明治の元勳と称された人物であること、そして、代草の案件内容がいずれも明治期の政治史あるいは外交史に画期となるような重要なものであることに驚かされるのである。さらに、岩倉具視にいたっては自らの退職願（骸體表）まで代草を依頼している。岩倉は代草の日付の二日後七月二十日に昇天している。

毅の職場での活躍の具合がこのような様子であったから、政府が新たな事態や新たな事件に対応すべく新たな組織を創ると、決まって毅は兼務辞令によって引つ張り出された。彼は明治十年一月に太政官書記官になって以来、同二年三月七日に文部大臣になるまでの一七一年間に三十二本の辞令を発給された。かれの官歴<sup>8</sup>をみると、二つのポジションの兼務はほぼ常時で、例えば明治十七年八月の辞令では図書頭・兼條約改正御用・兼制度取調御用と三つのポジションの兼務を命じられた。毅は上司から仕事のできる人、使い勝手の良い人と評価されていたことが想像される。

毅と同時代で同郷のジャーナリスト徳富蘇峰は、彼の死を惜しんで次のような賛を贈っている。

井上毅の代草案件（明は明治）

依頼人	件数	うち代表的な案件
大久保利通	6	・全権辦理大臣大久保利通照會案（明7年10月）（4件）：琉球問題につき清国への照會案
伊藤博文	10	・参議伊藤博文立憲政体建議案（明13年12月14日）、 ・伊藤参議学制議（明15年2月） ・内閣総理大臣伊藤博文大政方針訓令（明20年9月28日） ・伊藤伯憲法草案ヲ上ルノ疏（明21年4月） ・岩倉右府乞骸骨表案（依願退職状：明16年7月18日） ・憲法制定ニ関シ意見ヲ上ツル事（明治14年7月）*（内容は1憲法起草手続き意見、 2憲法綱領意見、3憲法意見1-3、4欽定憲法考） *カッコ内2-4の文書は岩倉の命により井上毅が代草
岩倉具視	5	・條公立憲大綱疏、條公立憲大綱疏二（明15年2月）いずれも、太政大臣、左大臣、右大臣の連署 ・太政大臣三條實美内閣官制改革奏議（明18年12月）
三條實美	6	・参議山県有朋壬午京城事變意見案（明15年8月7日） ・為山縣伯代筆條約意見（明22年10月） ・山縣首相自衛議（明23年3月）
山県有朋	19	・代松方伯條約意見（明22年8月11日）、 ・同左（明22年9月19日）
松方正義	3	・伊藤、寺島、山縣、黒田、西郷（従道）、井上（馨）、山田（顕義）の七参議
伊藤、寺島、山縣、黒田、西郷（従道）、井上（馨）、山田（顕義）の七参議	1	・七参議合同名の立憲上疏（明14年10月11日）
其他	6	
合計	56	（上）疏とは天子に奏上する意見書をいう

「……彼が精勵、信實、清廉なる官人的人生は、實に一代の標本と謂はざるを得ず。彼は身を明治政府に委ね、遂に其の職責に討死したる也。否な其の職責以外の責任に討死したる也。彼が事理を研究、探討するの精苦、刻磨なるを思ひ、彼が国務を憂慮するの深惻、痛切なるを思へば、彼は学者として、又た愛国者として、實に活ける典模と云はざるを得ず。然れども彼は愛国者と云はんよりも、寧ろ憂国者と云ふの、更らに精當適格なるを見る也。彼の死後一日、その屍體皮下注射をなすや、醫師瞿然として曰く、如何にも衰弱したるものかな、全身殆んど一滴の血をすら剩さずと。彼は、實に国家の為に、其の汗血を絞りたる也。」(徳富蘇峰「井上梧陰」草野重松・並木仙太郎編・徳富蘇峰著『蘇峰文選』民友社、大正四年)

### 三 漸次立憲政体樹立に向けて

#### 三―一 漸次立憲政体樹立に関する勅命の渙発

国民国家日本の心樑ともいえる立憲主義の樹立と政体決定の構想は、岩倉使節団の帰朝を待つて始動されることとなる。毅は以下に述べるような経緯でこの問題に参入して、その存在と才を大久保、岩倉、伊藤らの要人に認められ、後日この問題で大いなる活躍を果たすこととなる。岩倉使節団の使節として明治六年に欧州から帰朝した大久保利通(5月帰朝)と木戸孝允(7月帰朝)にとつて、目先的には征韓論の破裂などの難問が迫っていたが、西欧先進諸国を巡察して得た知見からは、日本統治機構の基本的構造としての立憲主義の樹立と併せて政体の決定こそが新日本国の創出にとつて核心的に重要な課題であった。帰朝したその年の一月一九日の閣議において大久保は、立憲政体樹立を展望した調査を開始することを決定し、伊藤博文(工部卿)と寺島宗則(外務卿)を専任に任命した<sup>10</sup>。一方、木戸は帰朝後間もなく政規典則(憲法)制定の議を提唱した。明治八年には、一月から二月にかけて、大久保利通、木戸孝允、板垣退助らが大阪に集まり、立憲政体の樹立等を議した世に言う大阪会議の結果を受けて、この年の四月一四日に漸次立憲政体樹立の詔書が渙発された。これは元老院、大審院、府県会を發足させて将来の憲政体制へ漸次向かえという指示であった。この勅命に基づき元老院と大審院はこの年に、そして府県会は十二年にそれぞれ發足した。

これに先立ってこの年の三月に毅は、仏の法律家ラフェリエールが仏語で書いてパリで発行したヨーロッパ各国とアメリカ合衆国の憲法の著書(E. J.

Laferriere, *Les constitutions d'Europe et d'Amérique*) のうち普魯西と白耳義の憲法を翻訳してタイトルを『王国建国法』と命名して発兌した。この原本は、毅が岩倉使節団の随員として訪欧した際に購入して、明治六年九月に帰朝の際に持ち帰ったものであった。『王国建国法』の普魯西の憲法編末尾で毅は以下のように書いてフランスの憲法よりもプロシヤ憲法を善しとしている。

——欧州中古ノ史、各国王室、藩国ヲ削平シ、強ヲ一時ニ擅ニシテ、而シテ偏重ノ患、激シテ近世ノ變亂ヲ成ス、流血千里、顛覆百年、蓋シ蒼生ノ禍、未タ舊ヲ捨テ新ニ就クノ際ヨリ慘ナル者アラズ、抑々之ヲ救フ亦道アル歟、蓋シ国憲起ル、或ハ下ニ成リ、或ハ上ニ成ル者ハ、佛朗西是ナリ、擁シテ之ニ逼ル、輾轉相一尅ツノ勢、今ニ至テイマダ巴マズ、上ニ成ル者ハ、普魯西是レナリ、批シテ之ヲ可ス、君民諧同、国ニ内警ナシ、二ツノ者ノ間、利害相去ル、果シテ何一如ソ乎。

漸次立憲政体樹立の勅命が渙発されるのを機に、日本が制定を予定する憲法の参照モデルとして、フランス型の憲法を嫌い普魯西憲法を「批して可とする」として選択することによって、かれは憲法に関する自らの意見の一端を初めて公にすることとなる。

### 三十一 国憲按起草の勅命と各参議の建議書

明治九年九月七日には岩倉の要請で元老院に国憲按起草の勅命が下された。

元老院は明治八年の漸次立憲政体樹立の勅命によって同年四月二五日に設置された立法機関である。元老院では同年十月と明治十一年十月に国憲按を起草したが、内容が今一つであったところから岩倉はこれを進奏するには至らず、元老院案とは別に各参議から憲法意見を徴することとした。この間、国会開設と国政改革を求める民意は大きな盛り上がりを見せ、請願者らは太政官廳や三大臣等を歴門して自説を開陳し、あるいは請願書を提出するなどし、また或る者は私擬憲法を作成印刷してこれを民間へ頒布するなどして、自由民権運動は大きな盛り上がりを示した。

ところで、先の明治九年九月七日の勅命が渙発されると、毅（法制局主事、三三才）は直ちに筆をとり「上岩右相意見書」<sup>12</sup>を作成し岩倉右大臣へ建築

した。内容を箇条書きすると、①憲法とは聖徳太子の五十四條の憲法のような朝廷の掟や官人が守るべき準則、式目のようなものではないこと、②制定に際して君主の家法・君権のすべてを書き出して、人君即位の時にこの條々に違わぬとの誓を宣告すること、③立法・行政・司法の三権を分立すること、④憲法は君主と民撰された人民の代表（国会）との協議によつて生まれること、⑤憲法に倣つて君民の間の約束を定め上下同治の基礎とすること等を了知しなければならぬ、としつつ、

「若シ……此挙ニ於テ欧州文明諸邦ニ模倣シ立憲ノ主義ヲ取り明ニ立法ノ權ヲ人民ニ分チ君民共ニ憲法ノ下ニ立チ大臣宰相ノ責任ヲ定メントナラハ誠ニ国民ノ幸福ナリ然ルニ是又無ニ一大事業ニシテ必ス在廷諸臣ノ叶キヨドク同ヲ要ス」と言つた。これを見ると、この時期の毅の憲法理解と併せて、岩倉が憲法を十全に理解していると毅は看做していなかつた様子が窺える。

さて各参議からの建議はどうなつていたのか。これもなかなか進捗はしていなかつた。最初に山縣有朋が意見を提出した。それでも明治十二年十二月であつた。翌十三年末近くには黒田清隆、山田顕義、井上馨、伊藤博文らが提出した。明治八年の勅命が漸次立憲政体樹立となつていたとはいえ、それほどさような遅さで事務は進んだ。また、これらの建議書は井上馨と伊藤博文（毅代草）のものを除くと、他はすべて勅命の問題意識にしっかりと対応したものはなかつた。しかも、井上馨の建議書が「……與論ノ歸向スル所ニ從テ国会ヲ開設シ以テ政府ノ組織ヲ一變シ以テ其據ル所確定スルニ若クモノナシ」と言い、「……今日ノ人民既ニ六、七年（明治六、七年）ノ人民ニ非レハ則チ其與論ノ歸向スル所最早妄ニ威權ヲ負テ以テ之ニ逆フ可ラサルナリ。……」と言つて至極開明的に勅命に込めているのに比較すると、伊藤博文（毅代草）のそれは、いまひとつ劣る内容であつた。詳細は次節で大隈重信の建議書と比較して触れる。

この間、明治一四年の初めで最有力の参議大隈重信の意見が未提出となつていた。そこで左大臣有栖川宮熾仁親王なほむとが重信に提出方を督促した。以下『岩倉公實記』下巻ならびに大久保利謙の論文「明治一四年の政変」<sup>13</sup>により事態を簡記すると以下ようになる。

大隈の回答では、この案件を文書にするを意を尽くせない場合があり得るし、そのうえに外部漏洩のリスクも考えられる。それを怖れて提出をしなかったのも、この点をお上に奏上していただきたいと。有栖川宮がその通り天皇に奏上すると、天皇はそれを否とされて意見の早期提出を再度命令された。ここにおいて大隈は、これ以上の遅延は許されなくなり、意見書を提出した。明治一四年三月のことであった。提出の際に大隈は有栖川宮に「この意見書を殿下がご覧いただく前に各参議らには示さぬようお願いします」と言って念を押したという。有栖川宮がこれを読むと、明治一五年末には議員を選挙し、一六年初めには国議院を開くとあったので、その躁急さに驚き、天皇に奏上後これをひそかに三條と岩倉とに示した。

その後六月になって、岩倉が大隈にかれの意見書を自分と三條は既に密かに閲覽していることを伝えて、何故かくも躁急にことを運ばんとするのかと問い質した。大隈は応えて言った。国会開設を求める現今の機運は姑息な手段では対応できないほどに盛り上がっている。だから、十六年の初めに国議院を開くのは輿論の先鞭をつけるものであると言った。そこで岩倉は「卿の意見は伊藤博文の意見と異同なきや」と訊くと大隈は「惟小異あるのみ」と答えた。

後日、岩倉と三條は以上の一部始終を伊藤に伝えることに決し、既に奏上している大隈の意見書を三條が御上より借受けて伊藤に示した。意見書を見た伊藤が言うには、以前、自分の意見書を大隈に見せて、かれの所見を徴したところ大隈は「其主義ヲ同ジウス」と返答したと言った。大きく怒りを表しながら伊藤は三條に続けた。「このような燥急な意見を上奏し実行せんとするかれとは、本件のような大きな政策を一緒に推進することはできない」と。

後刻、伊藤は三條と岩倉へそれぞれ七月一日付けと二日付けの書面を以て参議職辞任を申し出て、以後出廷しなかった。岩倉は伊藤の辞任願を差し戻し、伊藤、大隈二人に速やかに正常な関係に戻るよう説得した後に、自身の病を癒すべく京都へ向かった。二人は熟談をかさねて関係を旧に復した。伊藤はこの月の八日から出仕を再開した。

### 三―三 伊藤博文(井上毅代草)の建議書

ちなみに、前年(明治十三年)の十二月十四日に伊藤が提出した立憲政体建議案をみると以下のようであった。これは予め伊藤の要望を聞いたうえで<sup>14</sup>

毅が原案を書き、それを叩き台として二人で書き上げたもので、その具体策は三点あった。すなわち、

(一) 元老院議員を華・士族から公選する。このことによつて華族を「永遠王室ノ輔翼タラシ」めるとともに、廢藩置県等で不平不満が鬱積している士族対策ともなし、併せて将来在り得る二院制国会の一方の柱として元老院を拡充強化する。

(二) 検査院外官を府県会会員から公選して、財政を広く公議させ、その透明性を確保する。以上二点をもつて立憲政体樹立へ向けた備えとする。

(三) 憲法と国会に関しては、「聖裁ヨリ斷シ、天下ノ方向ヲ定ムルヲ請フ事」と言っているが、明治八年の漸次立憲政体樹立の勅命に類似の勅命を再度渙発していただきたいというのであろうか。これでは天皇にどのような決裁をお願いしているのか判然としない代物であった。そして、右の三点に立ち至る主要な論述は以下の通りであった。

① 昨今の自由民権運動は無為に輕躁妄作してをり、これらを通觀すれば、例えば雨で潤えば草が生えるような「天歩時運」のようなもので「深ク、性ムニ足ラ」ないこと。

② 憲政体制への移行スケジュールもその一切は陛下のご裁量にあること。

③ 政体（君主政、君民共治政、共和政等）の変更については

「唯国会ヲ起シテ以テ君民共治ノ大局ヲ成就スルハ、甚ダ望ムベキ事ナリト雖、事苟モ国體ノ變更ニ係ル、實ニ曠古ノ大事、決シテ急躁ヲ以テ為スベキモノニ非ス」であること。

④ 要は、漸進が基本方針であり、未だ当方には対応する時間があり、この間、人民の高まる政治的要求にも対応手段を温存している（「其間操縱手ニ在リ」）から、じっくりと慎重に対処することが肝要。これらのことを並べ立てたうえで、主上へのお願いを以下のように述べた。

「聖裁ヨリ斷シ、天下ノ方向ヲ定ムルヲ請フ事」

躁急ノ人心ヲ防範セント欲セバ、……人民ヲシテ明カニ聖謨ノ在ル所ヲ知ラシメタマワンコトヲ祈ル、夫立法ノ大柄ヲ分テ人民ト之ヲ公ニスルハ、与奪ノ権ニ唯陛下ノ占有シ玉フ所ニシテ、臣下ノ敢テ凝議スル所ニ非ス、其ノ緩急早晚ニ至テモ、亦唯陛下ノ時ヲ量ル宜キヲ制シタマフニ在リ而シテ人民ノ敢テ競争逼迫スル所ニ非サルナリ、陛下裏ニ漸次ニ立憲ノ政ヲ肇ムルノ詔ヲ敷キ玉フ。履行ノ期仍ホ歲月ヲ積累スルノ後ニ在ル

ベシ。其間操縦手ニ在リ、……今誠ニ聖詔ヲ渙発シ、大義ヲ昭示セバ、天下ノ臣民心ヲ王室ニ存スル者、必ず向フ所ヲ知り、而シテ無知ノ民、亦從テ狂暴ノ為ニ惑ハサルルコトヲ免レン、臣寔ニ懇祈ニ勝ヘサルナリ、……」（井上毅代草・伊藤博文立憲政體建議案 明治十三年十二月十四日）  
（ルビは筆者）

以上を要すれば、政策が「漸進」の二字によりかかっている、成文憲法制定の事務着手等についての具体策の提案は、何もなかった。「今誠ニ聖詔ヲ渙発シ、大義ヲ昭示セバ」というだけでは、どのような詔勅を出せばよいのか判然としなかった。

さらに右の③について問題があった。それは、「国会ヲ起シテ以テ君民共治ノ大局ヲ成就スル」ことが何故「事苟モ国體ノ變更ニ係ル、實ニ曠古ノ大事」となるのかということであった。ちなみに、政体の変革は国體の存亡に関係するものにあらずと福澤は言っている（詳細は三一五―二）。

この点の毅の当初の代草原稿案は「唯国会ヲ起シテ以テ君民共治ノ大局ヲ成就スルハ、甚ダ望ムベキノ事ニシテ（あるいは「甚ダ望ムベキト雖モ」）又決シテ急躁ヲ以テ為スベキ者ニ非ス、」となっていた。あるいは、伊藤博文が加筆訂正して、「事苟モ国體ノ變更ニ係ル……」となったことが考えられる。

この建議書で注目すべき点は、「唯国会ヲ起シテ以テ君民共治ノ大局ヲ成就スルハ、甚ダ望ムベキ事」と言って、君主の立法権の一定部分を人民へ分与することを「甚タ望ムベキ事」と意見表明していることである。この事は先の「上右相意見書」（明治九年）においても、「……立憲ノ主義ヲ取り明ニ立法ノ権ヲ人民ニ分チ君民共ニ憲法ノ下ニ立チ大臣宰相ノ責任ヲ定メントナラハ誠ニ国民ノ幸福ナリ」とある。しかしながら、立憲体制において君民共治体制を望ましいとする毅の意見表明は、明治一四年以降の建議書には一切見られなくなる。

### 三一四 大隈重信の建議書

一方、大隈の建議の概要は以下のように直截簡潔であった。この建議書は、矢野文雄（三田出身の大隈の党与）の筆によるものであった。

(大隈重信国会開設奏議)<sup>15</sup>

第一 「国議院開立年月ヲ公布セラルベキコト」

……去歲以來国議院の設立ヲ請願スル者少カラス其人品素行ニ至テハ種々ノ品評アリト雖モ要スルニ是等ノ人民ヲシテ斯ノ如キ請願ヲ為スニ至ラシムル者ハ即チ是レ人心稍ク將ニ進マントスルノ兆候ニシテ自餘一般ノ人心ヲ察スルニ其後ル、者亦た稀少ナラントス然ラハ則チ法制ヲ改進シテ国議院ヲ設立セラルルノ時機稍ク方ニ熟スト云フモ可ナリ。

第二 「國人ノ輿望ヲ察シテ政府ノ顯官吏ヲ任用セラルベキコト」

立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ゾ。国議院是ナリ。何ヲ輿望ノ歸スル人ト謂フカ。過半数ヲ形ル政黨ノ首領是ナリ。

第三 「政黨官ト永久官ヲ分別スルコト」

第四 「宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラルベキコト」

……憲法ハ二様ノ性質を具備センコトヲ要スニ様トハ何ゾ其第一種ハ治国政權ノ歸スル所ヲ明ニスル者ナリ其ノ第二種ハ人民各自ノ人権ヲ明ニスル者ナリ政黨ノ政行ハレテ而テ人権ヲ堅固ニスルノ憲章アラズンバ其ノ間言フ可ラザルノ弊害アラン是レ則チ人権ヲ鮮明スルノ憲章憲法ニ添付セント欲スル所以ナリ。

第五 「明治十五年末ニ議員ヲ撰擧セシメ十六年首ヲ以テ国議院ヲ開カルベキコト」 (ルビ・句読点は筆者)

一見して大隈の建議が伊藤・井上のそれに比べて一段と優れていたことが分かる。第一に、政策実施に日限を切ることによって国民に立憲政体樹立を具体的にイメージさせている。第二は、英国に倣った政党制議會主義を表明している、第三は、建議書要点の第四で「治国政權ノ歸スル所ヲ明ニスル」と「人民各自ノ人権ヲ明ニスル」ことを要求していることである。

この時期に主権在民を宣言し基本的人権の保障を規定した憲法は英(英の正式呼称は「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」。この国では、

成文憲法の形式ではなく別途の憲章による)、米、仏の三方国しか持たなかった。英と仏は革命によって、米は対英戦争の遂行によって、それぞれの憲法を獲得していた。

大隈は、「治国政権ノ帰スル所ヲ明ニスル」こと、つまり日本の政体を従来通りの君主制とするのか、あるいは、人民主体の共和制にするのかということ、ならびに、「人民各自ノ人権ヲ明ニスル」、つまり、基本的人権の保障というこの二つの近代憲法が持つべき二大必要条件を明確にするよう、政治権力に迫ったのであった。史料としての大隈建議書はさまざまな形で遺されているが、伊藤博文に関連して遺されている大隈建議書の末尾には、

「右明治十四年六月二十七日三條太政大臣ニ乞テ陛下ノ御手元ヨリ内借一読ノ上自写之 博文」

とある。岩倉から聞かされた大隈の動きに驚いた博文が三條に頼んで天皇の手元にあつた大隈の建議書を拝借してもらい、写しを作ったのであろう。このメモによって博文がこの建議書にいかにな大きな衝撃を受けたか、まざまざと想像できる。

### 三一五 大隈、伊藤両建議書の内容の相違

大隈と伊藤・井上コンビの建議書の大きな違いは三つあった。

#### 三一五―一 人民の景況について

第一には政治参加を要求する人民の景況に関する認識であつた。博文・毅組はこれを「軽躁妄作」と読み、「深く恠ムニ足ラサル也」と判断して、漸進主義を執る「其間操縦手ニ在リ」と天皇に申し上げている。毅らの「軽躁妄作」している人民らは、毅の考えでは、福澤の当時の著書『民情一新』(明治十二年八月出版)を読みこれに感化されて政治参加を要求し、徒に騒ぎまくっているものとの判断であつた。一方の大隈は、「人民ヲシテ斯ノ如キ請願ヲ為スニ至ラシムル者ハ即チ是レ人心稍ク将ニ進マントスルノ兆候ニシテ」と、人民の動きについて慎重ながらも進取的な見方を示している。



にあつた福澤の政体に関する考えは左記のように簡單明快で、政体と国體はともに關係しあうものではないとした。本件に限らず、政治思想について大隈は福澤にかなりの影響を受けていたものと考えられる。

「都て世の政府は、唯便利のために設けたるものなり。国の文明に便利なるものなれば、政府の体裁は立君にても共和にても、其名を問はずして其実を取る可し<sup>19</sup>」と言つた。そして、政体については、

「君主政か共和政かという政体の形を問わず」其国に行はれて普く人民の許す政治の本筋<sup>20</sup>を「政統」と称すと定義して、政統と国體の關係について次のように言つた。

「政統の變革は国體の存亡に關係するものに非ず。政治の風は何様に變化し幾度の変化を経るも、自国の人民にて政を施すの間は国體に損することなし。往古合衆政治たりし荷蘭は、今日立君の政を奉じ、近くは仏蘭西の如き百年の間に政治の趣を改ること十余度に及びたれども、其国體は依然として旧に異ならず。……日本にては開關の初より国體を改たることなし。国君の血統も亦連綿として絶たることなし。唯政統に至ては屢々大に變革あり。初は国君、自から政を為し、次で外戚の輔相なる者、政權を専らにし、次で其權柄、將家に移り、又移て陪臣の手に落ち、又移て將家に歸し、漸く封建の勢を成して慶応の末年に至りしなり。政權一度王室を去てより、天子は唯虚位を擁するのみ。……政統の變革、斯の如きに至て、尚国體を失はざりしは何ぞや。言語風俗を共にする日本人にて日本の政を行ひ、外国の人へ秋豪の政權をも假したることなければなり<sup>21</sup>」

大隈が建議書の第四で「政權ノ歸スル所ヲ明ニスル」ことを求めたのには、以上のような福澤の主張を前提としたものと考えられる。

### 三―五―三 伊藤博文・井上毅の国體の定義

第三には、大隈は国體に触れていない。博文・毅らは、

「唯國會ヲ起シテ以テ君民共治ノ大局を成就スルハ、甚ダ望ムベキ事ナリト雖、事苟モ国體ノ變更ニ係ル、實ニ曠古ノ大事、決シテ急驟ヲ以テ為スベキモノニアラス」といって、君主専制から君民共治への政体の変化は、国體の變更を要するものだから、これを軽率に扱ふべきものではなく、慎重に對処すべきものとしている。

しかしながら、本来、主權の本質は分割できないのであるから、君民共治とは主權の一部を人民に分与・委任することであつて、君主政であることに相違はない。したがつて国體の變更は要しない。いいたい、博文と毅は国體という概念をいかように規定していたのであろうか。

ちなみに、毅がくどくどと書いた国體とは一体何を指すのか。後年になるが伊藤博文が、明治三十二年六月二日に山口県の萩町が主幸した歡迎会において「王政復古と憲法政治」というタイトルで演説をした。その際にかは左のように国體に言及している。

「……日本國民が當に服膺し記憶せざるべからざるは、日本の国體と云ふことである。国體を明らかにするものは歴史である、故に日本國民は日本歴史を知る義務がある。是れ日本國民たる者の一大義務である。己の国を知り己の国の生まれを知り己の国の経過を知り己の国の生存を知つて、日本の国は開闢以來天皇陛下の統御あらせらるゝ所であつて、日本の國民の心を歸一するものは王室を除いては他にないことを諒解しなければならぬ。……」<sup>22</sup>

右の博文の言説は、国體については、いわゆるトートロジーの類に過ぎない。ここでは国體が何であるか判然としない。しかし、その演説の中で国體について博文が触れている「己の国の生まれと経過」と「己の国の生存」（すなわち「日本を他と區別すべき存在論的本質論」）、そして「日本の國民の心を歸一するもの」（すなわち、「民族的同一性 (national identity)」）等については、毅は以下のような考察を遺してある。

(一) 「己の国の生まれと経過」(日本肇国の歴史) について

古事記「葦原中国平定」(「国譲り」)の項に、天照大御神に国譲りの交渉を命じられた建御雷之男神が、出雲の国に降臨して、大国主神に次

のように言う件がある。(ルビは筆者)

「天照大神、高木の神の命もちて、問ひに使はせり。汝がうしはける葦原の中、国は我が御子の知らず国ぞと(天照大御神が)言依さしたまひき。故、汝の心は如何に。」(「汝が占有している葦原中国は、我が御子の君臨する国であると(天照大御神)が言われた。汝は如何にこれを思うか。」と伝えた)(傍線は筆者)

明治十九年末頃には、毅は、右の「うしはける」を「私的に占有する・所有する」、「知らず」を「公的にお治めになる・君臨する」という古事記の語法に着目して、ここに欧州には見られない上代人(この場合、皇室の祖先でもある)の日本独自の政治意識を見出している。そして明治二八年一月には左のような文章を遺している。

……支那欧羅巴にては一人の豪傑ありて起り多くの土地を占領し一の政治を立てて支配したる征服の結果といふを以て国家の積義となるべきも、御国の天日嗣(皇位継承)の大御業の源は皇祖の御心の鏡もて天か下の民草をしるしめすといふ意義より成立たるものなり。かゝれば御国の国家成立の原理は君民の約束にあらずして一の君徳なり。国家の始は君徳に基つくといふ一句は日本国家學の開卷第一に説くべき定論にこそあるなれ。<sup>25</sup>……(ルビは筆者)

と、右のように言つて日本の国家成立の原理について、それは西欧の社会契約説の言うところからではなく、君主の徳から始まったのだとして、天皇制を信奉・支持することを表明している。

次の(二)と(三)の言説は元治元年(一八六四年)十月末前後の毅二十二歳のときに書いた「交易論」<sup>26</sup>に記載されているものである。元治元年の秋に毅は横井小楠を訪ねて儒教、耶穌教関係、開国論、世界の形勢等につき小楠に教えを乞うた。このときの小楠との問答で、毅が朱子学に造詣が深く儒教的価値を内蔵する青年であることを示した。<sup>27</sup>

時に毅は藩校時習館の居寮生であり、小楠は世に言う土道忘却事件<sup>28</sup>の罪を問われて、熊本城の東、沼山津にあつた四時軒に閉居していた。その際に小楠は持論であつた萬国一體四海兄弟の国際主義を毅に力説した。それに納得しない毅は数日の後に、「交易論」を書いて国体（立国の本性）を異にする国との交際は問題が多くしない方が得策で、対内的には農本主義的国家運営と対外的には鎖国を維持することによつて、道義的な社会を守り通すことが肝要だとした。

(一) 「己の国の生存」(すなわち「日本を他と区別すべき存在論的本質論」)について

……我ハ農ヲ以テ国ヲ立テ、彼（西洋人―筆者註）ハ商賈ヲ以テ国ヲ立テタルモノナリ。全体自然ノ人道ヨリ云バ、男ハ耕シテ食ヒ、女ハ織テ衣ツクリ、一家々々、各其所ヲ得テ、老ヲ養ヒ幼ヲ滋ム、是民―生日用ノ常ニテ、日本ニテモ、支那ニテモ、上古ノ聖神、何事ナク、自然ノ常道ナリニ教ヲナシ、易簡ノ政ヲ立ラレタル故、風俗モ自ラ淳厚ニシテ無レ偽、書経ノ厚生利用モ畢竟此日―用ノ世話ナリ。……

西洋ハ元來風土不レ同シテ耕食織衣ノ常道ヲ事トセズ、父母妻子モ離レ、躁々シク遠近ニ周流シテ利ヲ營ム故、習俗モ自ラ伶俐ニシテ、專智巧ヲ尊ベリ、是其風土国体ノ美惡、明白ナルコトニテ、我立国ノ制ヲ一變シテ、西洋風トナサントハ、決シテ行フベカラザルコトナリ。<sup>29</sup>

毅は日本の国の基本的な在り方を農本主義に求め、かつ自給自足が可能なら敢えて鎖国も可とする考えである。

(二) 「日本の国民の心を帰一するもの」(つまり「民族的同一性 (national identity)」の概要について)

……先前ニ云フ処ノ、一国一國ノ区別ハ無テ叶ヌモノニテ猶一夫婦一夫婦ニ区別アルガ如シ、右区別アル処ヨリシテ一國ノ人民、其国主々々ニカツキテ、内ヲ尊ビ、外ヲ賤ミ、此ヲ親ミ、彼ヲ疏ミ、我国我君ヲ最(ヒキ)最(キ)目ニ見而、又ナキモノニ依頼スルナリ、此最(ヒキ)最(キ)目ニミル処ヨリ、誠心ノ忠義ト云モノ出来テ、イカナルコトアリテモ、我国ヲ離レテ他ノ國ニハ仕ヘマジキト、頼モシキ心モアルコトナリ。今一國々々区別ヲ取除キ、四海ヲ兄弟ト見、同所帯ニシテ平均セバ、……丁度男女ノ別ヲ取除キシ如クニテ、礼モ法モナキ様ニ成テ、天下人民ノ眼中ニ、内外尊卑彼此親疎ノ差別

無しシテ、我国我君エノ最賈目ナクナリ、治安ノ世ニハ、指シテ見エズトモ、世ニタビ乱レナバ、争テ我国ヲ離レテ、西洋ニ降服シ、自ラ所ヲ得タリトスル者アルニ至ランコト、鏡ニ懸テ見ルガ如シ。」<sup>30</sup>

毅の言説（一）―（三）を要約すれば、他国には見られない日本の特色・美点・利点の総体、すなわち日本の国体は、「公正無比な天皇の君臨のもとに、天皇への忠誠心と儒教的価値や習俗をもった人民が農本主義的社会を展開している国」ということとなる。先の伊藤博文がトートロジーの輪を廻していた「国体」なる概念も、右の毅の「日本国の国体」理解とほぼ同一なものと理解される。

以上が、毅が観念する日本の国体の認識の内容であった。毅は、この国体の国の人民に対して、仁政安民という儒教的統治価値を以て臨み、五倫五常という儒教的な生活規範と社会的規範の励行を求めた。このときの毅は藩校時習館の一介の居寮生であったが、その主張するところはすでにして幕藩体制下の家産官僚のようであった。博文や毅らが観念した国体という概念は、これまでに述べたように多義的・複合的なものであった。しかし、晩年（明治二八年）の毅はこの国体を国民固有の特性と読み替えて、次のような言説を遺している。

「一国民は必一国民の特性あり。国民固有の特性を保存し愛国心を固くするは教育の基礎にして、文明進歩の諸般の科学は其堂構なり。国民固有の特性を養う為の要件は国語と国の歴史とを貴重するにある……」<sup>31</sup>

つまり、国体という多義的・複合的概念が肇国の歴史という単一の要素に絞られてきていることである。この点については、例えば、岩倉具視は明治十五年七月に、単一要素による、そしてより確信的な国体概念を左のように展開している。

「吾ガ祖ハ天祖ノ命ヲ受ケ初メテ此国土ニ君臨シ給フ……国土ハ即チ皇室ノ国土臣民ハ即チ皇室ノ臣民ニシテ誠ニ天子ハ四海ニ家スルノ義ニ適合シ給フ故ニ国家ト謂ヘハ吾皇室国土及臣民ヲ合称シ国政ハ即チ皇室ノ公務政府ハ即チ之ヲ舉行スルトコロノ府ニシテ……一国ノ主権ハ天子ノ掌

握二在ルハ固ヨリ論スルヲ俟タサルナリ……抑君臣ノ名分儼然トシテ正シク立チ君ハ愛育<sup>アヒユク</sup>憮恤<sup>フシユツ</sup>ノ徳ヲ施シ民ハ奉戴<sup>ホウタイ</sup>贊翼<sup>サンエツ</sup>ノ誠ヲ致シ上下愛敬親睦千  
古<sup>カウ</sup>渝<sup>ユ</sup>ヲサル者ハ是レ吾ガ皇國ノ國體ニシテ萬國ニ冠絶スル所以ナリ」<sup>32</sup>（ルビは筆者）

そして「君臣ノ名分儼然トシテ正シク立チ」ているならば、天皇の主権の人民への分与を人民自身が凝議する筋合いはなくなってしまう。

明治十三年十二月十四日付立憲政体建議書で「唯国会ヲ起シテ以テ君民共治ノ大局ヲ成就スルハ、甚タ望ムベキ事ナリト雖、事苟モ國體ノ變更ニ係ル、實ニ曠古ノ大事、決シテ急驟ヲ以テ為スベキモノニ非ス」と書いて恐懼した博文は右の岩倉の言う国体に差配されてそう言ったのかも知れない。

ちなみに、福沢諭吉は右の岩倉の言う日本肇國の歴史を左のように理解する。

「仁徳天皇、民家に炊煙<sup>ツイエン</sup>の起るを見て、朕<sup>オレ</sup>、既に富めりと云ひしも、畢竟<sup>ヒツキョウ</sup>、愛人の本心より出て、民の富むは猶我<sup>オレ</sup>富むが如しとの趣意にて、如何にも虚心平気なる仁君と称す可しと雖も、天下を一家の如く看做<sup>ミナ</sup>して之を私有するの気概は、窺<sup>ウカガ</sup>ひ見る可し。此勢にて、天下の権は悉<sup>シツ</sup>く王室に歸し、其力、常に一方に偏して、以て王代の末に至れり。蓋し権力の偏重は、……至大より至細に至り、人間の交際を千万に分てば、千万段の偏重在り、今、王室と人民との二段に分てば、偏重も亦此間に生じて、王室の一方に偏したるものなり」<sup>33</sup>

これを要するに、日本では王政に次ぐ武家の時代にも同様に、権力の偏重を認めることができる。この権力の偏重は他の悪癖弊習と合して日本人民の気概を挫き、その氣風を著しく退嬰的にしている。

さてそうなると、右の岩倉の言うように、肇國の歴史＝国体ということになると、国体に沿った政治諸改革はすべて改進たりえず、旧態に固着したも  
のになってしまふ恐れがある。そこで、福澤は、国体にはこだわらず、これをより幅広くに理解して以下のように言った。

すなわち、国体を現代で言ふnational identity（国民的同一性）に該当する旨の解説をして「西洋の語に、ナシヨナリチと名<sup>なづ</sup>くもの、是なり」と言った。

続けて福澤は、次のような世界各国千差万別の国体の実例をあげて国体の詳しい説明をした。

(端西、日耳曼の諸国、英と蘇格蘭と相合した一政府、荷蘭と白耳義が別れた二政府) 等においては「国体を保護して他国と相別つところあり。」とし、(元ならびに満清のときの中国、英に制せられた印度、白人に追われたアメリカインディアン) 等の事例では、「国体を失ふの甚しきものなり。結局、国体の存亡は其国人の政権を失ふと失はざるに在るものなり。」<sup>34</sup>として、重要なことは、あらたに編成されつつあった国際社会に日本が独立を張ることであるとして、そのためにはどうすればよいのかという観点に国民の関心を引き付けようとした。

### 三一六 明治一四年の政変と井上毅

#### 三一六一 明治一四年の政変(その一)

明治一四年一〇月九日、三條實美、伊藤博文、西郷従道、山田顕義らが岩倉邸に参集した。目的は、七十四日間の東北・北海道への巡幸を終えられて二日後の十一日に東京へ還幸される天皇を迎える段取りの打ち合わせと、その日に天皇の決裁をいただく左の議事を予め協議し決議しておくためであった。

- 一 千住駅ニ於テ車駕ヲ奉迎シ行宮ニ於テ目下朝野ノ形態ヲ言上ノ事
- 二 還幸ノ後三大臣直ニ談合シ諸事一決奏聞宸裁ヲ仰グ事
- 三 大隈参議免黜處分順序ノ事
- 四 国会開設ノ件ハ何年ヲ期シ斷行スベキ事ト議決シ宸斷ヲ經テ直ニ宣布ノ事
- 五 内閣及元老院章程改正宸斷ヲ經テ施工ノ件
- 六 参事院設置如何ノ事
- 七 開拓使官有物件拂下處分速ニ相定メ公衆ヲシテ安堵セシメル事  
(ルビは筆者)

この日の閣議は、すでに出来上がった大隈参議院免黜処分という謀議に遺漏なきことを確認することもあつて、閣議の場所を公館から岩倉の私邸に替へて行われた。さらに、国会開設は明治二十三年とし、勅命の渙発をもつてその告知をすることをお願いすること、開拓使官有物払下については、発議者である黒田参議が発議そのものを撤回して案件を初期化させることで決裁をいただくことと決した。

十一日天皇は予定通り還幸された。岩倉は千住駅に陛下を奉迎し、その夜の御前会議で九日の決議事項につき天皇の決裁をいただいた。

出席者は三大臣と寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、黒田清隆、西郷従道、井上馨、山田顕義の七参議で大隈重信は欠席であつた。また参議らは七参議連著による「立憲政体に関する奏議」（井上毅代草）を奏上した。奏議の要点は以下の通りであつた。

- 一 立憲政体樹立に向けて漸次進捗の事
- 二 国会開設期日を決定し詔勅を渙発していただく事
- 三 躁急に立憲体制を求めるあまり事変を煽動する者あらば取り締まる事
- 四 専制的な立憲君主政の憲法制定
- 五 皇族、華族、士族による既設元老院の強化拡充
- 六 陸海軍の軍人は国を愛し君に忠である義務があり、黨を結び政を議する  
権利なき事の確認

すべての案件につき天皇の決済をいただくと、すでに更深であつたが、伊藤と西郷は大隈に辞表の上表を求めるべく大隈邸へ向かつた。大隈はこの期に及んでなすすべなく、翌日参内して辞表を奉呈する旨応えた。

二三日、大隈は辞表を奉呈して即日聴許となり参議を免官された。これにともない、矢野文雄（統計院幹事兼大政官大書記官）、牛場卓三（統計院少書記官）、犬養毅（統計院権少書記官）、尾崎行雄（統計院権少書記官）、中上川彦次郎（外務権大書記官）らをはじめとする大隈の党与と看做された多数の新進官僚（主として慶応義塾出身者ら）が免官となつた。

数日遅れて、併せて政府官制の改変があつた。前年の二月に参議の行政長官兼任を解いて専任とし、太政官中に法制・会計・内務・司法・外務の六部

を設けたが、十月二十一日付をもって兼任に復して先の六部を廃止し、新たに参事院を創設した。参事院は太政官に属し内閣の命により法律規則の草定審査をする。参議伊藤博文が参事院議長に就任し井上毅が太政官大書記官から転じて参事院議員に任ぜられた。

これが世に言う明治一四年の政変であった。これと同時に開拓使官有物払下については、これを取り消す旨の発表と国会開設の期限を明治二十三年に定める勅命が渙発された。

### 三一六一― 明治一四年の政変（その二）

これより話は七月に遡る。

岩倉の斡旋で伊藤は大隈と和解の話合いをしたが、大隈に対する積然としない気もちは尾を引いていた。伊藤が積然となれなかった原因については縷々言われているが、大隈の建議書の内容が伊藤のそれよりも画然とよかったことが最大の原因と筆者は考える。このままいけば、立憲政体樹立の政策推進で大隈にイニシアティブを奪われてしまうかもしれないと伊藤は懸念を深めたのである。時まさに明治一四年七月初旬の頃であった。そして、この月の末に開拓使官有物払下げ事件<sup>36</sup>が起った。

開拓使は明治二年七月北海道開拓の目的で創設された行政機関である。黒田清隆がその次官のときに建議して、事業費を四年八月から年一百万円を支出、一〇九年を期限として総額一千万円を支出することで開拓事業を始めた。

その期限が明治一四年にきたので、内閣は開拓使を廃して県を設置することを決定した。そこで、開拓使事業の継続発展を事業目的とする企業が二社起業され、それぞれが開拓使官有物の払下げ申請を黒田宛に出願した。

官有物は当時で累計一千四百万円を超える金額が投ぜられたものであった。出願した一社は北海社といい、開拓使大書記官安田定則（旧薩摩藩士）、同権大書記官折田平内（旧薩摩藩士）、同金井信之、同鈴木大亮の四名が官を辞して殖産興業を目指す会社であった。もう一社は関西貿易社といい、五代友厚、広瀬幸平（住友吉左衛門の代理人）、杉村正太郎らが株主になってこの年の六月三日に資本金一百万円で設立されたものであった。出願の内容は、開拓使所有の物件―魚粕製造所、昆布精製所、木挽器械所、缶詰製造所、倉庫、牧場、ラッコ獵場、ビール醸造所、葡萄園、葡萄酒醸造所、桑園並びに

蚕室、船舶等―を合計三十八万七千八十二円と評価して、これを無利息三〇年払いの条件で買取るという申請であった。

ところで、北海社の安田定則と折田平内、ならびに関西貿易社の五代友厚らは、黒田清隆と同じ、鹿児島（鹿児島）の「城（城）が谷方限」という地縁意識の濃い地区の出身であった。黒田は二社の出願を認めて明治一四年七月二十八日の閣議にかけて政府の了承を求めた。はじめ左大臣有栖川熾仁親王と参議大隈重信が異を唱えたが、黒田は二人を鋭意説得して賛成に廻した。これにより三條太政大臣は勅裁を仰いだ。その際天皇から二、三ご質問があつたが、三條は黒田に奏答させた。勅許をいただいたのは七月三〇日で、天皇はこの日、予定通り東北・北海道へのご巡幸へ出発された。

ところが、この破格で法外な払下条件の取引が何者かによつてリークされ、七月末には『東京横浜毎日新聞』と『郵便報知新聞』がこれをすっぱ抜き、政府薩閥勢力の公私の別もつけられぬ私曲の極みであると糾弾した。八月一日にはほとんどの新聞が事件として報道した。世論は忽ちのうちに沸騰して新聞、雑誌、演説会等で藩閥政府糾弾の激語が飛び交った。

とかくするうちに、この案件については大隈参議は反対であつたということが世間に洩れ伝わり、薩長閥の中に在つて大隈は孤軍奮闘して偉いということとなつた。街の流言はさらに肥大して駆け巡り、この取引条件をリークしたのは大隈で、大隈は今回の件で反政府意見が市中に盛り上がっているのを奇貨として、福澤諭吉と結託して三菱の岩崎に資金を出させて薩長藩閥政府を一気に覆そうとしているというまことしやかな話が、大隈以外の参議らが放つた密偵からの報告の中にちらちらと出始めた。

この段階で、伊藤の大隈に対する疑念・懸念・不信は、薩閥の参議らによつて簡単に共有されることとなつた。次は「大隈討つべし」の大合唱であつた。

こうして虚実取り混ぜたものの弾みが重なり合つて明治十四年の政変は起こつた。三宅雪嶺は、この政変劇を総括するに際し、伊藤博文の行動につき次のように評価している。

「……伊藤が大隈の意見書を読み、憤然辞職せんと言ひ出でたるは性急も甚だし。伊藤が自身の意見書を大隈に内示し、其の同意を得たるに、大隈が伊藤に謀らず、竊に意見書を奉呈せること、伊藤の最も憤慨せる所以なりとし、斯かる事にて内閣の破綻を来すなど、伊藤の器局の狭きに

驚く。大隈が何故に伊藤に謀らざりしか、若し思うところありしならば、其の思う所は全く思ひ違ひなるが、大隈の意見書が比較的最も完備し、政治改革上に功を立て得ると考へもし、考へられもし、閣僚の嫉妬心を挑発せり。権勢を争ふ者は功名心の燃え、功名心は嫉妬心と表裏す。」(三宅雪嶺『同時代史』第二巻、一三三頁、岩波書店)

この政変の結果、明治政府における薩長閥の勢力基盤が確立されると同時に、立憲政体の樹立(憲法制定と国会開設)という政府の核心的政策のイニシアティブを「岩倉具視―伊藤博文―井上毅」のトリオが握ることとなる。

この事件の経過のなかで井上毅は文字通り八面六臂の活躍をすることとなるので、その経緯につき以下に概略する。

### 三―六―三 井上毅の活躍

政変に先立つ七月の初めに岩倉は、憲法制定に関して具体的に歩を進める意見を奏上する書類を太政大臣三條實美と左大臣有栖川熾仁親王あてに提出した後、七月六日に病氣療養のため西下して京都へ向かった。

岩倉の書類は、一―前文(カバ―レター)、二―大綱領、三―綱領、四―意見(二―三)、五―欽定憲法考からなっていた。

前文は毅の考えを大幅に取り入れたもので、憲法の個別条文については議論百出して収集つかぬ事態に立ち至ることも考えられるから、必須の考え方や条件については予め決めておくこと、ならびに、事務を進める専任部署をつくっておくこと等が書かれてあった。文書二―五は予め岩倉が井上毅に命じて作成させたもので、明治憲法起草の最初の具体案であった。

文書二―大綱領では、予定する憲法は欽定憲法であり、プロシヤ型の専制的な立憲君主政の憲法であることを明確にし、天皇が持つ主権の明細を列挙した。文書三―綱領では念を入れて文書二で書かれた天皇主権の内訳を細分明記したこと、より細目を追加した。

大綱領と綱領を通して主なものとしては、①欽定憲法の体裁をとること、②内閣は組織、人事ともに天皇の完全な制肘下にあること、③両議院も天皇

の差配の下にあること、

- ④大臣執政の責任は、原則として連帯責任制を採らず個別責任制を採ること、
- ⑤帝室の継嗣法は憲法に書き込まないこと（継嗣法を憲法に編入して、その適否を人民からチェックされるリスクを避けたもの）
- ⑥立法権の一部を人民へ分与することもあるべしとして、元老院に加えて民撰議院の設立を提案している、
- ⑦内閣提出の予算が、議会において議決されない場合には、前年度予算を実行することができることとする、等が記載された。

そして、文書四―意見（一―三）においては、右の①から⑦までの項目のさらなる詳述に加え、文書五―欽定憲法考ではプロシヤ、イングランド、フランス等の立憲政体における先進各国の事例を紹介して参照の便としている。

こうして、明治二十二年二月十一日に公布された大日本帝国憲法は右に述べた井上毅作成になる基本的な方向付けに沿って制定されることとなる。

これに先立つ七月二日伊藤博文が、大隈重信の立憲政体樹立に関する建議の仕方が抜け駆けの密奏だとなじつて、大隈とは一緒に仕事は出来ぬとばかり辞職の申し立てを三條と岩倉に申し立てたことはすでに述べた。

これを知った毅は驚き、言葉を尽くして鋭意伊藤の慰留に努め、七月二日には書簡<sup>37</sup>を出して、博文にヤル気を促した。

憲法制定事業は今や、対内的には誰がイニシアティブをとるのか、そして対外的にはどのような自由民権運動に対すればよいのか、この二点につき政府は決断を迫られている。このときに、明公（博文）が立ち上がれば、自分は「……必死を期して微力を致し度志願に堪へず候」と言い、伊藤参議は今や一歩もさがっているときではない、若し、この事業のイニシアティブが伊藤参議以外の者の手に落ちるようであれば、自分は実に頼むところが無い。加えて宿痾の病をもつ役立たずであるから、「官を辞して熊本の二人民となり、……報国の微志を表明する心得に御座候」と切々と訴えた。

この一通だけでは足りないと考えた毅は、七月十二日、後世有名となる次の書状を書き博文の闘争、心を覚醒せんとした。

「……現今ノ景況ヲ塾察仕候ニ、昨年国会請願ノ徒、……各地方ノ報告ニ抛ルニ、皆憲法考究ト一変イタシ候ニ有之、ソノ憲法考究ハ即ち福澤ノ私擬憲法ヲ根ニイタシ候他無之、故ニ福澤ノ交詢社ハ、即チ今日全国ノ多数ヲ牢絡シ、政党ヲ約束スル最大ノ機械ニ有之、其勢力ハ無形ノ間ニ行ハレ、冥々ノ中ニ人ノ脳漿ヲ泡醸セシム、其主唱者ハ十萬ノ精兵ヲ引テ無人ノ野ニ行クニ均シ、政府タルモノ、果シテ其説ヲ採用シ、其主義ニ俯就スルノ庶筭ナラハ、放テ彼レカ為ストコロニ任シ、猶進テ彼レヲ使用シ、彼レノ黨類ヲシテ政府ト同一ノ政黨タラシムルコト可ナリ。

……政府ハ英国風ノ……民主政ヲ排斥シテ普魯西風ノ君主政ヲ維持スルノ庶筭ナラハ、八年ノ聖詔を實行シ、政府主義ノ憲法ヲ以テ横流中の畧壁ヲ固クシ、人心ノ標準ヲ示ス事、一日モ緩クスベカラザル歟ト存候。……若シ今を失フテ……二三年ノ後ニ至ラバ、……政黨ノ多数全ク彼レニ屬シテ……民間ノ私擬憲法終ニ全勝ヲ占ムルベシ、故ニ今日憲法制定ノ拳寧口早キニ失フモ、其遅キニ失フベカラズ、要之左ノ二様あり、

一 英国風ノ憲法ヲ行ハントスルナラハ、四五年ノ後、時機漸ク熟シ、政

黨ノ大團結既ニ成ルノ日待ツモ晩カラス

一 普国風ノ憲法ヲ行ハントスルナラハ、早ク今日ニ及ハザルベカラス

抑々此ノ非常ノ機會ニ在リテ、政府ノ前途ノ目的ヲ彼此ノ間ニ定メ賜フ事ハ、當ニ一日ヲ争ヒ、一步ヲ競フベキ……、伏惟明公ノ今日ニ在ルハ衆望ノ歸スル所、深識遠慮必ズ不肖輩蛙見ノ外ニ出ルモノアリ、敢而腹心ヲ布ク、若シ僭越妄言ノ罪ヲ恕セラレハ幸甚ナリ。頓首。」（傍線筆者）

もちろん毅は、博文が英型政体の憲法を捨てプロシヤ型政体の憲法を採ることを確信してはいた。それにしても、一日も早く政府流の憲法（普国流の憲法）を作つて人民に示すべしと言う毅のこの狼狽ぶりは、どうしたことであらうか。

主な原因は、七月二日の時点で伊藤から大隈建議書の内容を聞き、それが博文・毅組の建議書（明治十三年十二月十四日付）の内容よりも数段よくできていることを知った毅が、憲法制定に関する主導権争いに、かれ一流の危機感を持ったことによるものと思われる。<sup>39</sup>

事実、この建議書は毅の代草によるが、なかなか筆が進まず、内容の打ち合わせで延べ四回の書簡<sup>40</sup>〔十一月十九日付、毅↓博文〕、（同月二二日、博文↓毅）、（同月二九日付、毅↓博文）、（同月三〇日付、博文↓毅）が兩人の間を行き交った。それでも博文は納得せず、一月一日に博文邸で両者は詰めめの打ち合わせを行っている。この建議書作成に際して博文が毅（代草者）へ伝えた書き込み要望事項は三点あった。一つは、立憲政体樹立準備の一環として、華・士族を援用して元老院を更張すること、ならびに、検査院に府県会々員から公選された会員を外官として補充すること等の実施、二つは、憲法起草および民撰議院設立とその方法・時期、これらの決定は天皇の決裁によるということの確認、そして三つは、右の諸事項を勅令の渙発をもって人民へ告示すれば、それが一つの展望となつてかれらの軽躁な言動も沈静化することも予想されるということ。以上の三つであった。博文の要望は以上を建議書に盛り込むことであつた。一方の毅は、公選された府県会々員を検査院へ編入することで、府県会々員に新たな権限を付与することに危惧を覚えていた。

しかし、大隈の建議書の内容がわかつた段階で、それが画然と優れていることが毅にはわかつた。大隈のものは簡にして要を得て直截この上なかつた。それに比較して博文・毅組のものは天皇に遠慮しておずおすと建策する在朝官僚のものであつた。さらに、「世態民情」への目配りが違つた。大隈は、

「人民ヲシテ斯ノ如キ請願ヲ為スニ至ラシムル者ハ即チ是レ人心稍ク将ニ進マントスルノ兆候ニシテ」と言つて、人民の動きについて慎重ながらも進取的な見方を示している。一方の博文・毅組はこれを「軽躁妄作」と捉え、「深く恠ムニ足ラサル也」と判断して、漸進主義を執る「其間操縦手ニ在リ」と天皇に申し上げて、結果として政事にますます熱する人民の統治を安請け合ひをした形となつている。

事は喫緊の重大事であつた。同日付で博文から毅宛に返信が届いた。<sup>41</sup>

しかし、書簡の博文は、毅の緊迫した鋭意説得に対して、慎重であった。自分の胆は（プロシヤ型憲法かイギリス型憲政か）すでに決している。しかし、事は廟議の決定を要する大事である。この廟議には時間が要る。しかもこの廟議、どちらに転ぶか未だ判然としない。さらに悪いことに、陛下の東北・北海道御巡幸に大臣らが供奉していて留守である。よって早急に事を運ぶのは無理であるとして、左のように回答した。

「……ご指示之両案ハ小生ニおみてハ心中ニ断定シ、多言ヲ不俟事ニ御座候、唯遅速之事ニ至テ、徐ニ諸公と熟議廟算定メサルヲ不得事ニ御座候、両案ニ付而之貴説ハ得失判明ニ御座候へ共臺閣衆論之所帰如何有之歟、其帰否ニ依リ、成否ハ相定リ可申候、今日北地御巡幸ニ際シ又大臣之内不在等ニ而急ニ事ヲ纏メ候事ハ到底出来申問布、いつれにしても時日ヲ要スルコトハ、不得止心事ハ如箭ニ御座候……」

ところで、七月中旬以降に二人の閣僚が病氣療養を理由に東京を留守にしていた。京都粟田青蓮院で療養中の岩倉と巖島で養生する井上馨であった。三條は諸事連絡のために毅を二人へ遣わした。当然憲法問題も話し合わせた。毅は二二日に帰京した。この結果、七月末までには三條・岩倉・伊藤・井上（馨）の間で、プロシヤ型で専制君主政の欽定憲法の線で事前了解が成り立った。八月には他の参議の賛同を集めることができた。

井上馨は早々に帰京したが岩倉は療養のために京都に居続けた。それでも、開拓使問題で風雲急を告げる政局を理由に早急の帰京を促す三條の度重なる意向に動かされて、岩倉は九月四日に京都をたち神戸で海軍差し向けの軍艦・迅鯨艦に搭乗して九月六日に東京に帰った。

この間、京都の岩倉へは様々な人たちが訪れ、あるいは書簡を寄せるなどして、開拓使物件払い下げ問題で沸く満都の政治状況につき様々な感慨や所見、さらに対策等を披露した。三條は九月六日付書簡で「……大隈氏建言已来専ラ福澤黨之気脈内部ニ侵入之事ニ至テハ一同憤激之模様ニ有レ之候間此般ハ到底大隈氏ト一和ハ難レ整必内閣破裂之場合ニ切迫到候事ト存候」と書いて、大隈への怒りを共有することからくる薩長参議らの結束を伝えてきている。また、三條のこの連絡からは、確証はないが、福澤を引き合いに出して大隈非難包囲網を構築している状況の裏に毅の存在を窺わせる。

九月一八日には山田参議が岩倉を往訪し、予定されている御前会議で国会開設の予定を決定してほしい、その際、大隈の建議が採られるようなことに

なれば、各参議は袂を連ねて辞職をする、各参議の建議が採られれば、大隈は免黜、その党与の官僚らはすべからくその職から排斥させる、この旨を各参議らは熱望していると伝えてきた。

さて、陛下の還幸は十月十一日であり、この日に御前会議を開き重要案件の決裁をいただくことになると、岩倉は毅を召し出して、御前会議での決済の内容を公示する勅命の文案を示して意見を徴した。毅は即答を避けていったん退出した後「内啓<sup>42</sup>」の表題を持つ書面をもって岩倉に答えた。そこには、

- 一 此ノ人心動揺ノ際、此勅諭アルニアラサレハ、挽回無覚束、更ニ明言スレハ、人心ノ多数ヲ政府ニ牢絡スルコト無覚束、
- 一 此勅諭ハ、縦令急進黨ヲ鎮定セシムルコト能ハストモ、優ニ中立黨ヲ順服セシムヘシ、全国ノ士族猶中立黨多シ、今此拳アラサレハ、彼等モ變シテ急進黨トナルコト疑ナシ、

等が書かれ、必ず、遺漏なく、予定通りの、勅命渙発の念を押すものであった。これだけでは足りぬと思つたのであろうか、毅は翌八日付で「密啓<sup>43</sup>」という表題の書簡を岩倉宛に送りつけた。

〔明治一四年十月八日 密啓〕

屢々奉書上候ハ、御煩読之恐無之ニアラス候得共、中心憂念不堪、猶奉仰臺鑑候、現今之景況立社志他、昨年之請願連中ハ、府下ニ於テモ国会期成會ヲ催シ、福澤ハ盛ニ急進論ヲ唱へ、其黨派ハ三四千ニ満チ、廣ク全国ニ漫遊シ、已ニ鹿児島内部ニモ及ヒ、其他各地方此二三十日来結合奮起之勢ニテ此儘打過候ハ、事變不測ト相見候、若還幸後、早々聖旨ヲ以テ人心ノ方向ヲ公示セラレズ候ハ、一度彼ヨリ先鞭ヲ着ケラレ候ニ至リ、憲法モ徒ニ空文ニ帰シ、百年之大事ヲ誤リ、前後之策ナキニ至候ハ、必然ト奉存候、況ヤ今度内閣ニ少變動ヲ生シ候ハ、一層風潮ヲ激シ、一時之勢ハ政府之全力ヲ用ヒサレハ、撲滅スベカラサルニ至ル可シ、是ヲ為スニハ勅諭ヲ以テ庶謨ヲ示シ、且ツ名義ヲ正シ、旗色ヲ見セ、全国勤皇ノ使士ニ力ヲ着ケ候事、第一之急務ト奉存候、伏願此事猶臺慮ヲ被回、速ニ御決断被遊候ハハ、国家之大事歟ニ奉存候、如此一大事未生之知ル所ニ無

之候共、下問ノ辱キヲ奉對再應奉言上候、頓首再拜

右相公閣下

岩倉と毅の間では何回もの打合せを通して、制定に動き始めた憲法は専制的君主政の憲法になるべく話が通じていた。ところが今回の御前会議で「聖旨ヲ以テ人心ノ方向ヲ公示セラレ」ないならば、「憲法モ徒ニ空文ニ歸シ」、つまり、専制的君主政は否定され、君主に属する主権の人民への大幅な分与を余儀なくされて、「百年之大事ヲ誤」るほどの王政の退却を迫られるかもしれないと毅は言う。続けて、「況ヤ今度内閣ニ少變動ヲ生シ候ハ、」と言って大隈免黜に触れて、そうなれば大隈と結びついている福澤らの自由民権運動はいよいよ反政府の色合いを強めるだろうから、遺漏なく聖旨を渙発していただきたいと繰り返した。

本状は、毅の緻密な政事執行力を示しているのだろうが、見方を変えれば、当方の言う通りチャンとやらなければ、せつかく復古した王政そのものが元の木阿弥となるかもしれぬと、岩倉を恫喝している風にも読み取れる。

一方、この同じ八日に伊藤博文も岩倉邸へ伺候した。あいにく岩倉は予定の来客を待っていたので博文は立ち話だけで立ち去った。その後に手書きのメモが岩倉へ届けられた。

そこには、開拓使問題の始末の仕方に関する確認と、それでよいかという念押し、ならびに、博文が作成し予め岩倉へ見せていた一日に予定している詔勅案の説明等があった。とくに国会の開設期日の決定とそれを詔勅によって公示することについては、これなくして明治政府は（国会期成運動の批判を受けて）早晩立ち行けなくなり、これまで働いた薩長の王政輔翼も水泡に帰して、天下後世に禍害を残すことになるやも知れぬ。そうはならぬように、一日の勅令渙発は予定通り遺漏なく行われるようご配慮願いたいと記してあった。

これも読みようによつては、危殆に瀕しているのは当の王政であることをやんわりと伝えて凄んでいる風が見て取れる。

そして十日には黒田清隆から岩倉へ激励状が来た。これで大隈排除に利害関係を有するグループの領袖が揃って岩倉にコンタクトをとったことに

なる。

黒田の書状には、大隈免黜とあからさまには書いてはいないが、この件の処置について、

「大事ヲ為スニハ最初ハ如何程確固タル決意ニテモ其事ニ臨メハ又種々ノ情実出来之ニ牽<sup>ケン</sup>続<sup>ゾク</sup>セラレ機会ヲ誤リ終ニ十分之奏功ヲ得サルハ往々人情ノ所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>免殊ニ今般ノ事ノ如キハ実ニ国家ノ安危ニ関シ候場合ニ付初ヨリ身ヲ死地ニ置是非為シ遂クルノ決心ニ無<sup>レ</sup>之候テ八十分之成功ハ無<sup>レ</sup>覚束……」(ルビは筆者)

と書き、御一新の際に岩倉も立ち会ったことのある幾多の決断と決死の覚悟で難局を乗り切った事例を書き連ねて、それらを想い出して奮起一番ここを頑張れと岩倉にエールを送った。長州閥の領袖や毅らとは違って、よし裏があつたにせよ至極わかりやすい薩摩閥の首領からの書状を岩倉はにんまりとしながら読んだことであろう。

#### 四 おわりに

この後、毅は、伊藤博文をリーダーとし伊東巳代治、金子堅太郎を加えたグループのなかで事務の元締めとして、引き続き立憲政体樹立の事務にかかわり、大日本帝国憲法ならびに皇室典範を完成させた。憲法は予定通りプロシヤ憲法に倣ったきわめて専制的な立憲君主政体の欽定憲法であった。両法典は明治二年二月一日に公布された。基本的人權の自由(人權が国家権力から侵害されない自由権)を保障する憲法の制定に関しては、やはり歴史的限定に差配されて、結果としてはなほだ不十分なものとなつた。すなわち、憲法で規定する自由権の内容が、天賦人權論等の普遍的理念に基づく自由権一般に及ばず、条文(第二二条、二九条)にいくつかの自由権(居住・移転の自由、逮捕・監禁・審問・処罰を受けない自由、外信書の秘密の保持、言論・著作・印行・集会・結社の自由、その他等)が列挙された。これらの自由権はいずれも「法律の留保」を伴うもので、法律ならびに法律にもとづく行政命令は右に列挙された諸自由権に対して制約・規律をかけることができることとなつている。右の諸自由権が字義どおり自由でありうるのは、法

律に基づかない行政固有の権能による執行に対してのみという極めて限定的な内容の自由権であった。さらに、条文に列挙された自由権以外の自由権をどのように考えればよいのか、条文（第二二条～二九条）記載の各自由権ならびに記載されていない他の自由権等は、それぞれが第九条の天皇大権に基づく命令の差配を受けるのか受けしないのか、もし受けるならば立法権と天皇大権との競合をどう調整するのか、等々に関し多く異論のあるところであった。<sup>44</sup>

明治政府が立憲政体樹立を打ち出した明治八―九年当時の毅は、欧州の憲法一般の必要条件として、一、立法、行政、司法の三権分立、二、君主と議院（民選）との協議による憲法制定、三、立法の権を人民に分ち君民共に憲法の下に立つこと、この三点を挙げていた。

明治一四年以降の毅は、保守の度合いを増し、憲法の必要条件としては、右の三条件は止めて、欽定であること、専制的君主（天皇）政体であること、国体に適合的であること、そして政党内閣制ではないこと等を条件として生涯これを主張した。

晩年の明治二五年（一八九二年）には三月三―九日付の東京日日新聞に「非議員制内閣論」<sup>45</sup>を左のように掲載し、年来の専制的な立憲君主政体（非議院内閣制）を主張し、政党内閣制を排した。

「欧州大陸に於て国富み兵強く世界に雄飛する獨国の如き奥国の如き魯国の如きありと雖も皆議院内閣の国にあらざるなり」

「国体と憲法とを顧すして妄りに政黨政治を行ふことを主張する者は即ち維新の大目的を破り社會秩序の仇敵なりと断言せんも誰か否なりとせんか」（ルビは筆者）

毅は、右のように、先ず、非議院内閣制を採用して政治的成功を挙げている欧州列強を是として褒めるが、本当に「国富み兵強く世界に雄飛」していたのか。史書によればそうではなかった。

フランス革命を起算日として始まった旧世界（アンシャンレジーム）の崩落は一九世紀を通して進行した。神聖同盟やウィーン会議等の努力の甲斐もなく、獨国（ホーエンツォレルン家）、奥国（ハプスブルグ家）、魯国（ロマノフ家）等の王朝帝国は、それぞれの版図の被治者である人民の政治的自覚

の高揚（ナシヨナリズムとして理解されるイデオロギー）に伴い、その王権の正統性の根拠が希薄に見え始めていた。政治的要求を挟んで王権とナシヨナリズムとのせめぎあいが多発した。毅がこの論文を掲載している一八九二年前後の状況は、例えば左のようであった。<sup>46</sup>

・魯のアレクサンドル二世（在位一八五五―一八八二）は立憲制に反対して一八八一年に暗殺された。

・次のアレクサンドル三世（在位一八八一―一九〇四）は、即位してすぐにそれまでの国是「専制、正教、ナシヨナリティー」（実態はロシア語を話す民族は全人口の半分以下であった）をとり止めて、ロシア語を公用語として指定し、あらゆる面でロシア化を進めるいわゆる公定ナシヨナリズムを進めた。<sup>47</sup>

・奥のフランツ・ヨーゼフ二世（在位一八四八―一九一六）は一八六七年のアウスグライヒによりハンガリーのハプスブルグからの独立を、それを要求するナシヨナリズムによって、認めることを余儀なくされた。<sup>48</sup>

・プロシヤのウイヘルム二世（在位一八八八―一九一八）は、一八九八年にアメリカ合衆国とスペインが、キューバを巡り緊張関係に入ったので、ヨーロッパ旧世界が連携してスペインを支援しようではないかと、ヨーロッパ列強に声をかけようとして、部下たちを慌てさせた。（それほど、国際場裏でのかれの権威は低下していた）

これら列強のナシヨナリズムへの対応策としては、①被治者側の独立を承認する、②議院内閣制を採って君民共治の実を挙げる、③憲法上も実施上も人民の権利・地位の向上を図る等の対応をして、結果として王権は専制的であることを抑制的にしたり止めたりして、かつての王朝帝国の外貌は国民国家へと変貌しつつあった。

以上により、井上毅は、明治一四年に福澤の『民情一新』が予告する世界史的変容を無視し、明治二八年には、現に進行していた世界の潮流を見誤ったと言える。次に左記の言説を考えてみる。

「国体と憲法とを顧<sup>かえりみ</sup>ずして妄りに政黨政治を行ふことを主張する者は即ち維新の大目的を破り社會秩序の仇敵なりと断言せんも誰か否なりとせんか」

本稿で論じたように、日本肇国の歴史に関する福澤の認識は合理的なものと筆者は考える。さらに、毅が、日本の肇国史が日本の国体であると考えるのは一つの考えであろう。

しかし、日本肇国史が国体であるとしても、その国体に政体や政府が適合するものもない。両者は全くの無関係の位置にある。毅は、国体概念にこだわって自らの思考の幅を狭くしたのであった。

最後に、毅の思想・人格を考えると、ひとつ特異な点を見出す。

毅が横井小楠と問答したのは、一二歳の藩校・時習館の居寮生のときであった。しかしその際の言説、「横井沼山問答書留<sup>49</sup>」と「交易論」の毅は、あたかも幕藩体制下の、攻めない固い守りの家産官僚のごとくであった。後年明治七年二月四日佐賀の乱が起り、隣県の熊本へ飛び火することを懼れた政府は、毅に熊本の景況視察の出張を命じた。そのときの復命報告「官吏改革意見<sup>50</sup>」を読むと、治者は綱紀紊乱、被治者は旧幕を懐かしみ、両者融合は程遠く、何年か先には再び騒乱の「禍機<sup>ホコキ</sup> 鉦<sup>ネ</sup>ノ如キヲ觀ルナリ」と書いている。この報告者の目線は冷徹を極めていて、今度は根っからの在朝官僚のものと言える。御一新で武士階級にとつては、自らの忠誠を誓った代々恩顧の主君はみな消えてしまった。王政一新、今度は皇室に忠誠を誓えといわれても、人間そうそう簡単に手の平を返すように変わることができない。もちろん、そのようなことに恬として心を煩わせることのなかった人も多かったろう。特異な点とは、毅は後者の部類の人間であった模様であるということである。その意味で毅は忠勇なる勤王の志士であった。(二六)

- 1 宮沢俊義「明治憲法の成立とその国際政治的背景」『日本憲政史の研究』岩波書店、昭和四三年二月、第一刷、一二七―一三六頁
- 2 例として以下の書簡の中で毅は福澤の言動を自らのアンチテーゼとして触れている
  - ・伊藤博文宛書簡―①（明治一四年七月二日付）『傳四―四三』、②明治一五年一月二四日付）『傳四―七二』、③（明治一二年一月一六日付）『傳四―五四』
  - ・岩倉具視宛書簡―①（明治一四年六月二四日付）『傳四―二二』、②（明治一四年一〇月八日付）『傳四―二九』
  - ・太政大臣、左右両大臣宛て書簡（明治一四年一月七日付）『傳一―九一』
- 3 なお、『傳四―四三』は、「國學院大學日本文化研究所編『井上毅傳史料篇四』國學院大學発行」の文書番号四三の文書を示す。以下同じ。『傳三―一九 世變論』
- 4 福澤諭吉「文明論之概略」第五章、八九頁、『福澤諭吉選集』第四卷、岩波書店、一九八一年。以下『概略』第五章八九頁と表記する。
- 5 明治政府の初期の活発な政治行動の原理については、これを公定ナショナリズムと広く解されている。これはナショナリズムの一種で、市民社会という共同体が国民的に想像されるようになる（たとえば政治権力に対して国民的な規模で人権の主張や政治参加等の要求を強める行動を通して、各個人が一つの共同体に帰属していると想像するようになる）と、既存の政治権力は自らが周辺化されるか排除されることを恐れ、それを予防する戦略に出て多くの改進的な策を断行するようになることを指す。それらの戦略とはたとえば、国家統制下での初等義務教育制度や徴兵制度の策定、国史編纂等で、ロマノフ王朝のロシア化策、明治幕藩政府の各種改革・改進黨、ハノーヴァー家のイギリス化策等のなかで取り沙汰された。詳細は左記の資料を参照されたい。
  - ・Hugh Seton-Watson, *Nation and States*, pp. 147-148. Methuen-London
  - ・B. Anderson, 白石さや・白石隆訳『想像の共同体』一四四―一八五頁、NIT出版、一九九九年
- 6 『概略』第二章五二頁
- 7 『傳六―二代草』。ここには毅の原案があり、それへ依頼人が訂正を入れた原稿が併せて記載されている。

- 8 古城貞吉稿・梧陰文庫研究会編『井上毅先生傳』木鐸社一九九六年
- 9 慶応四年四月二一日（一八六八年六月二一日）に発布された復古王政の官制を定めた政体書とは異なる。
- 10 「(七五四)立憲政體に関する意見書」『大久保利通文書』日本史籍協会、昭和二年二五日発行
- 11 『傳三—十四』
- 12 『傳一—三四』「明治九年夏元老院に憲法取調の聖勅あり此時上岩右相意見書」
- 13 大久保利謙「明治十四年の政変」、明治史料研究連絡会編『明治政権の確立過程』お茶の水書房
- 14 『傳六—一八』
- 15 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編明治初期の憲法構想』福村出版
 

この草案は矢野文雄が作成した。矢野によれば、大隈は矢野の草案通りに建議したか否かは不明だという。矢野は三田出身で統計院太政官、内務権大書記官、大蔵書記官、会計検査局員等を歴任。福澤に紹介されて、小野梓らとともに大隈重信の政治活動を支えた。
- 16 「民情一新」第四章二九〇頁、『福沢諭吉選集』第四卷
- 17 Robert H.Wiebe. *THE SEARCH FOR ORDER 1877-1920*, Harper Collins 1967
- 18 Robert H.Wiebe. *Who We Are A History of Popular Nationalism*, chap.3, Princeton Univ. Press 2002.
- 19 『概略』第二章五二頁
- 20 『概略』第二章三四—三五頁
- 21 『概略』第二章三六—三七頁
- 22 伊藤公全集第二卷「王政復古と憲法政治」
- 23 倉野憲司校注『古事記』六二—六八頁、岩波文庫

24 毅が、この「しらす」、「うしはく」という語法に着目するに至る経緯については、小中村義家が記した「梧陰存稿卷二」の奥書に記載がある。それによれば、毅と小中村は明治十九年年末頃から翌年の一月にかけて安房・上総・相模辺りの名所を経巡ったことがある。二人が安房の鹿野山に登った際に、小中村は毅から「しらす」と「うしはく」の意味と歴史的背景を聞かされ、さらにこの件を考究するように指示されたという。なお、小中村は肥後出身で明治十九年に宮内省図書寮に入省し毅の属官となった人物。

また、この「しらす」「うしはく」については、斎藤智朗『講演 井上毅における伝統と近代——シラス——論を中心に——』明治聖徳記念学会紀要「復刊第四六号」平成二十二年十一月、に詳しい。

25 『傳三——六 言霊』、初出は『教育時評』第三五一号、明治二八年一月一五日

26 『傳三——二』

27 坂井雄吉『井上毅と明治国家』東京大学出版会、一九八三年、五六—九頁。

28 士道忘却事件「文久二年（一八六二年）十二月上洛する松平春嶽（当時は政治総裁職）に随行する横井小楠は熊本藩江戸留守居役吉田平之助と送別の酒宴中に刺客に襲われた。床間に刀を置いていた小楠は止むなく近くの福井藩邸に駆け込み刀をとって引き返したが、既に賊は逃げた後だった。吉田平之助は死亡、残りの一人は軽傷を負った。熊本藩では、味方を放つて敵から逃げた武士にあるまじき行為として小楠を断罪すべく、福井藩へ小楠の召喚を請求した。福井藩では、この幕末の偉材を惜しんで手許に置き、熊本藩の要求に応えようとしなかった。文久三年に小楠は熊本に帰り、藩の処罰を受けた。切腹を予期されたが、松平春嶽や藩主茂昭らの助命工作もあって土籍剥奪・知行召上を沙汰されて四時軒に閉居した。堀内生太郎「横井小楠——その生涯と元田永孚、井上毅へ続く思想の系譜」涼川会文集一卷一号二〇二二年七月

29 『傳三——一 交易論』

30 『傳三——二 交易論』

31 「船越（衛）氏奥国スタイン博士の説話を録したる国粹論を読みて」『傳三——一六 梧陰存稿』

32 「具視地所名称の更定等に関する意見書を三条実美に示す事」『石倉公実記』八四四—八四五頁

- 33 『概略』第九章一七八頁
- 34 『概略』第二章、三三三頁
- 35 『岩倉公實記』七七二―七七三頁
- 36 以下、開拓使官有物払下事件の顛末については
- ・『伊藤博文伝』二二四―二二五頁
  - ・宮地英敏「北海道開拓し官有物払下げ事件についての再検討」『経済学研究』八〇（五一―六）、二〇一四―三―三二、一七七一―一九六頁
  - ・大久保利謙「明治十四年の政変」（前掲）
- 37 川崎 勝「開拓使官有物払下事件と『東京経済雑誌』の開拓使論」、『武蔵野大学政治経済研究年報』（六）九九―二三五、二〇一二―  
『傳五―四一』
- 38 『傳四―四三』
- 39 傍線部分につき、伊藤弥彦氏は下記論文の中で「この憂国の官僚は自分の希望的観測とは別に、常に最悪のケースに備えることを怠らなかつた。「機」を逸したときには、福沢を明治政府に抱き込め、そして懐柔しつつ「彼レノ党類」と主義を同じくする政府党を作つて、その政党に安定多数をえさせよう、この福沢党の下に我國の国安を保持せよ、というのが井上の準備した処方箋であつた。」とされている。
- しかし、これは穿ち過ぎの意見であろう。明治政府の上層部、とくに岩倉具視、伊藤博文、そして井上毅自身も含めて、彼らが考える政体は立憲専制君主政であり、博文が英国型憲法（議會制民主主義）を採用することは絶対になんことを殺は確信してははずで、傍線の殺の文言はブラフ ( bluff ) 程度にみておけばよい。「明治十四年の政変と「人心」教導構想（上）」『同志社法学』二九卷三号
- 40 『傳四―三二、四―三二』、『傳五―一九、五―二〇』
- 41 『傳五―二四』
- 42 「内啓」十月七日付『傳五―二八』、

- 43 「密啓」十月八日付『傳五―二九』
- 44 奥平康弘「戦前日本憲法学における基本権の観念」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』一八卷六号一九六七年
- 45 『傳三―二五』
- 46 いずれの例もモーゲンソー・原淋久監訳『国際政治―権力と平和（中）』
- 47 第一章 国際道義、一八二―二二六頁、岩波文庫
- 48 アウスグライヒ、一八六七年、オーストリア帝国を「オーストリア―ハンガリー帝国」に転化させた国法的協定。
- 49 『傳三―一』
- 50 『傳一―四』

(受理 平成二十七年八月二十五日)

いしくら ゆきお…元淑徳大学兼任講師